

自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設規則

平成16年4月1日
分研規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第46条第2項の規定に基づき設置された自然科学研究機構分子科学研究所極端紫外光研究施設（以下「研究施設」という。）の組織運営について自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第3条の規定により定めるものである。

(設置目的)

第2条 研究施設は、研究施設の極端紫外光実験装置（以下「実験装置」という。）を分子科学研究所内外の研究者の利用に供するとともに、実験装置の研究及び技術開発並びに実験装置を利用した分子科学の研究を行うことを目的とする。

(職員)

第3条 研究施設に、次の職員を置く。

- 一 研究施設長
- 二 教授
- 三 准教授
- 四 上席研究員
- 五 主任研究員
- 六 助教
- 七 助手
- 八 技術職員及びその他の必要な職員

(運営委員会)

第4条 分子科学研究所に、研究施設の運営に関する重要事項を審議し、分子科学研究所長の諮問に応じるため、分子科学研究所極端紫外光研究施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、分子科学研究所長が別に定める。

(研究部門)

第5条 研究施設に、研究施設の業務を遂行するため、次の各号に掲げる研究部門を置く。

- 一 光源加速器開発研究部門
- 二 電子ビーム制御研究部門
- 三 光物性測定器開発研究部門
- 四 光化学測定器開発研究部門

2 前項に掲げる研究部門の業務については、分子科学研究所長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。